

5. 対象となる農用地

対象となる農用地は以下のとおりです。

農地維持支払交付金

- ① 農振農用地区域内の農用地
- ② 地方公共団体が多面的機能の発揮の観点から必要と認める農用地※

※ ②については、以下の(a),(b),(c)を参考とし、農業生産の継続性、多面的機能の発揮の促進を図ることの効果や必要性等を踏まえて、都道府県知事が実施要綱に基づく基本方針にその考え方を記載することができます。

(a) 生産緑地法に定められた生産緑地地区内に存する農用地

(b) 地方自治体の契約、条例等により、多面的機能の発揮の観点から適正な保安全管理が図られている農用地

(c) 多面的機能の発揮を図るための取組を、農振農用地区域内農用地と一体的に取り組む必要があると認められる農用地

②の詳細については、最寄りの市町村にお問い合わせください。

資源向上支払交付金（共同活動）

農振農用地区域内の農用地

資源向上支払交付金（施設の長寿命化）

農振農用地区域内の農用地